

令和6年度

飲食店等における受動喫煙防止対策 の現状調査報告書

令和6年7月実施

盛岡市保健所健康増進課

調査概要

1. **調査名称** 飲食店等における受動喫煙防止対策の現状調査
2. **調査対象** 食品衛生法に基づく営業許可を受けている盛岡市内の飲食店等
3. **基準日** 令和6年7月1日
4. **調査内容** 調査票に基づく
5. **回答期限** 令和6年8月30日（金）
6. **回答方法** 次のいずれかの方法による
 - (1) オンライン回答：二次元コード読み込み、回答フォームへのアクセス
 - (2) ファクス
 - (3) 郵送

調査回収

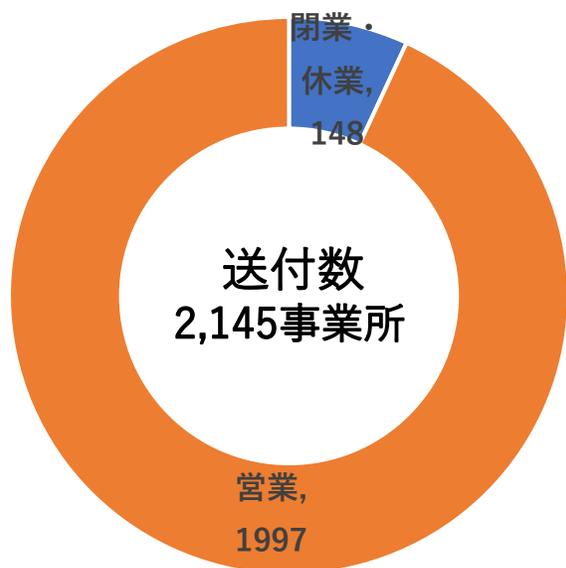
調査対象数

送付数 2145事業所

閉業休業等 148事業所

よって

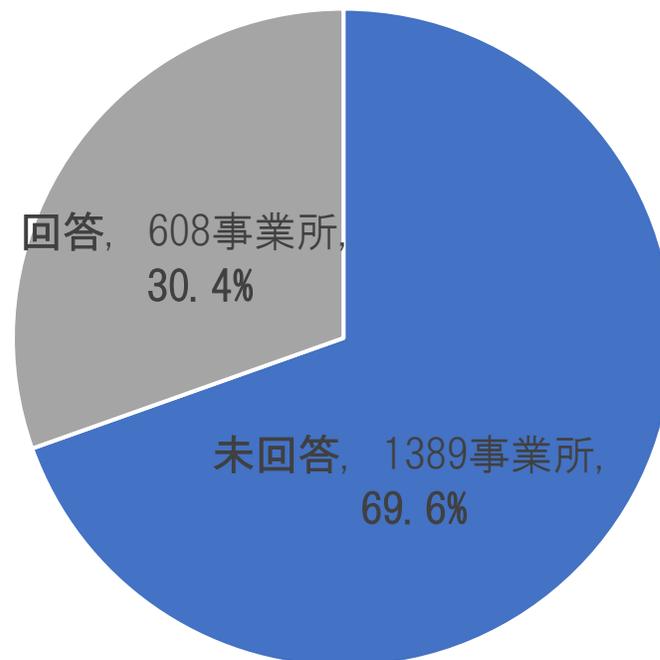
調査対象：1997事業所



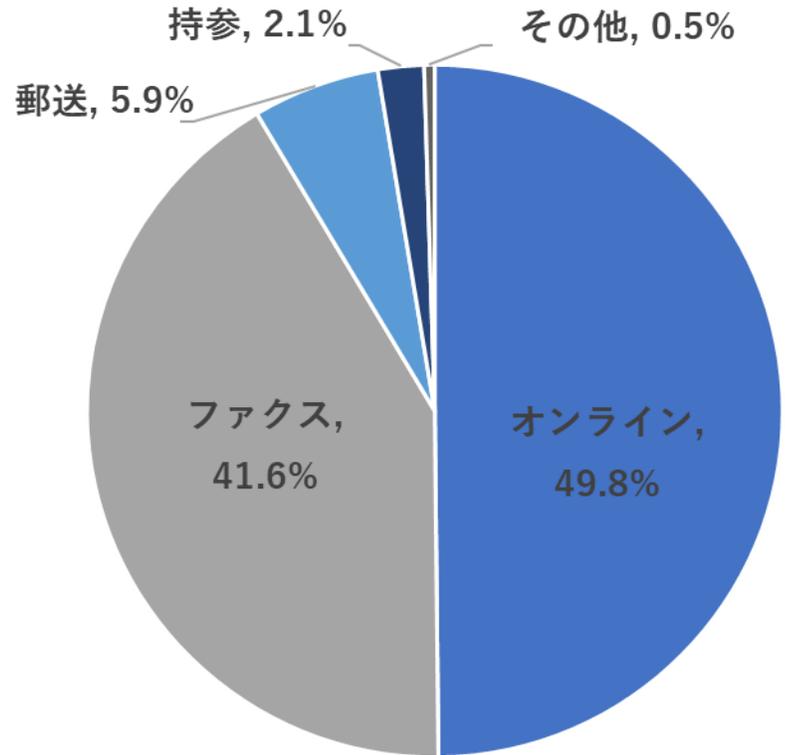
回収率

【調査対象数】 1997事業所

	件数	割合
回答	608	30.4%
未回答	1389	69.6%

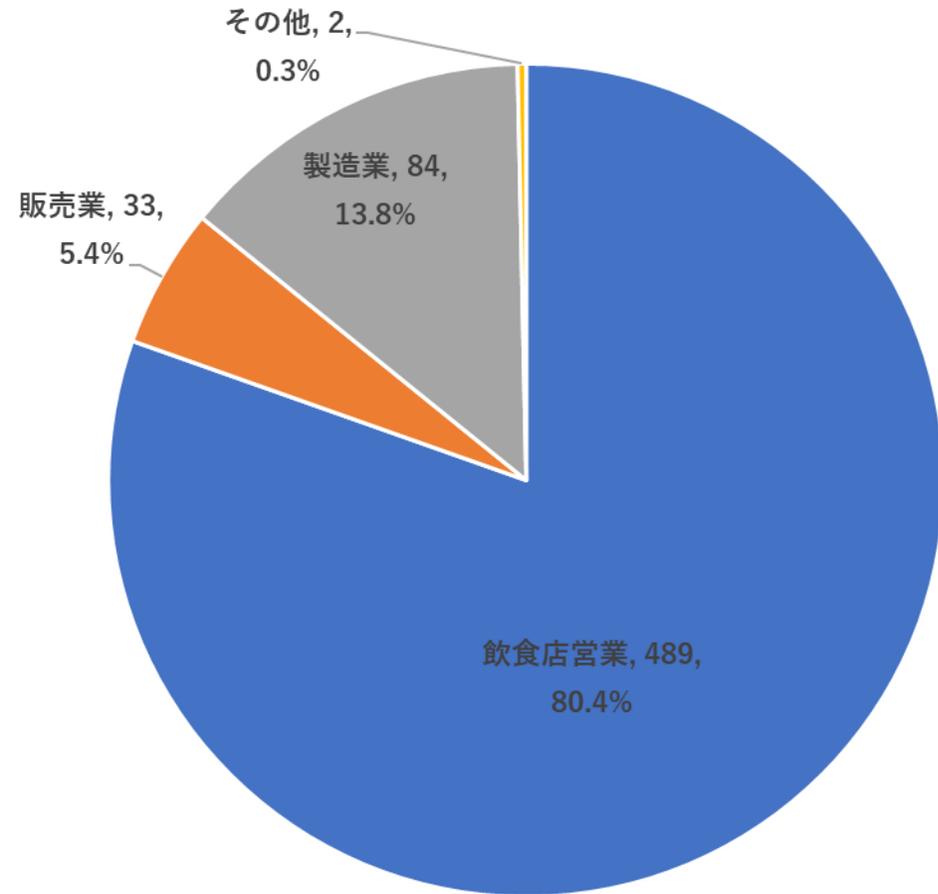


回答方法



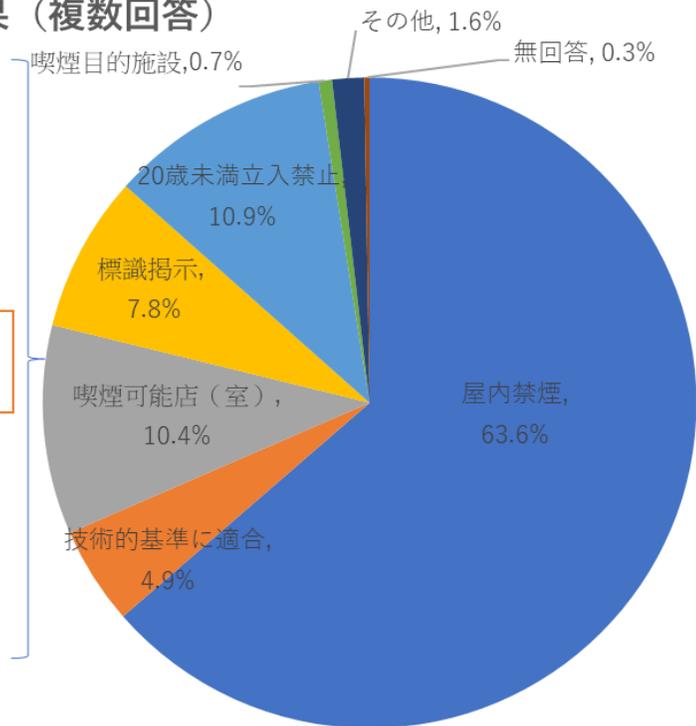
回答媒体	件数	割合
オンライン	303	49.8%
ファクス	253	41.6%
郵送	36	5.9%
持参	13	2.1%
その他	3	0.5%

業種別回答数



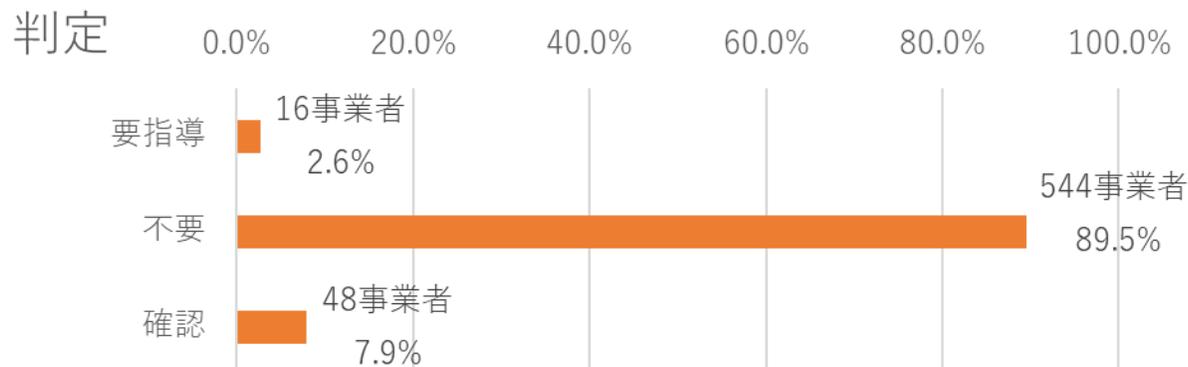
問1 屋内の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに☑を付けてください。

問1 結果（複数回答）



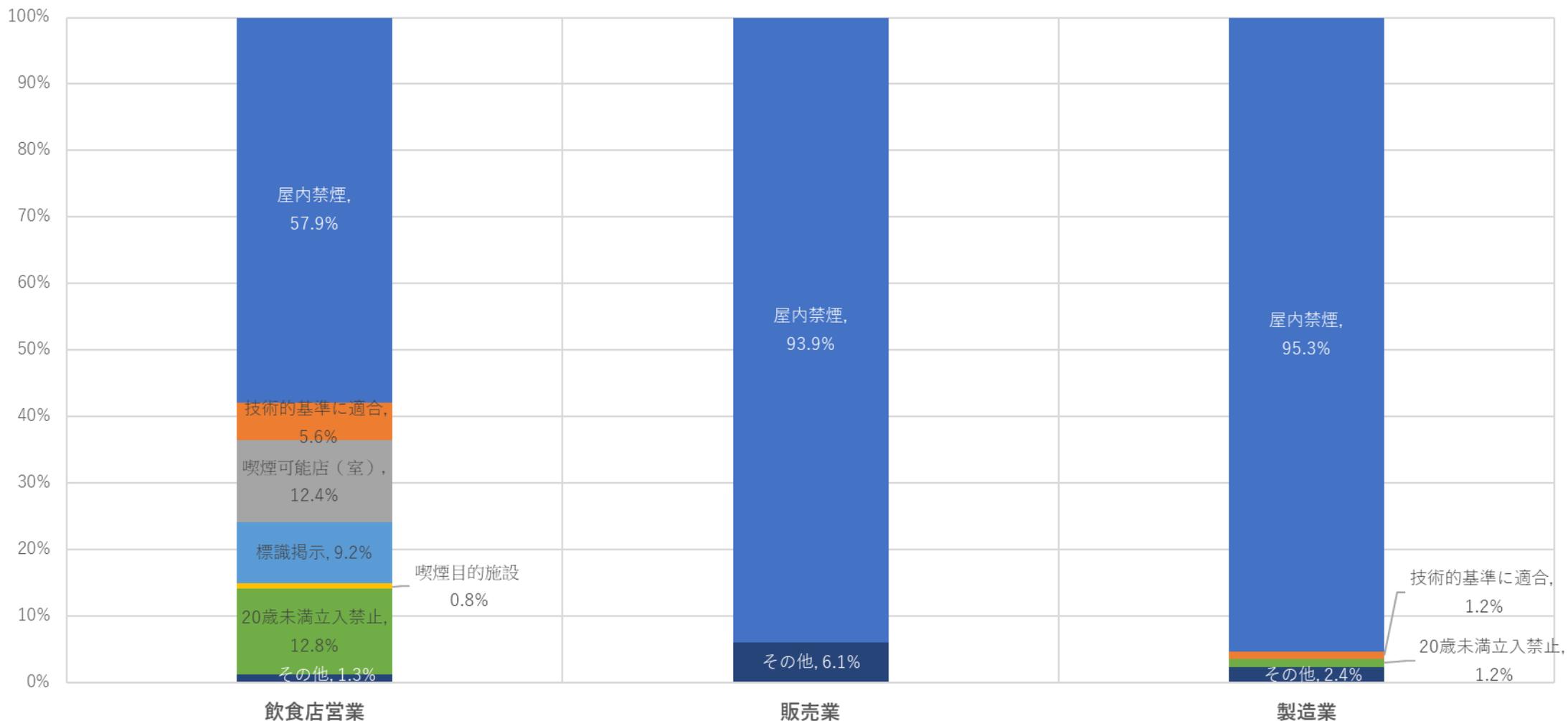
回答事業者のうち約36%が屋内喫煙可として営業していたが、そのうち約10%が喫煙可能要件に適合していない、または適合していないと思われる事業者であった。

助言指導判定



要指導根拠法令	件数
喫煙可能室における既存特定飲食提供施設要件不適合（法附則第2条第2項）	5
喫煙専用室における標識の未掲示（法第33条第2, 3項）	5
喫煙可能室における標識の未掲示（法附則第2条、省令附則第2条第3項）	3
特定施設における喫煙禁止場所での喫煙（法第29条）	2
加熱式たばこ専用喫煙室における違反（技術的基準、20歳未満の立入、標識の未掲出等）（法附則第3条第1項）	1

業種別 屋内の喫煙状況集計

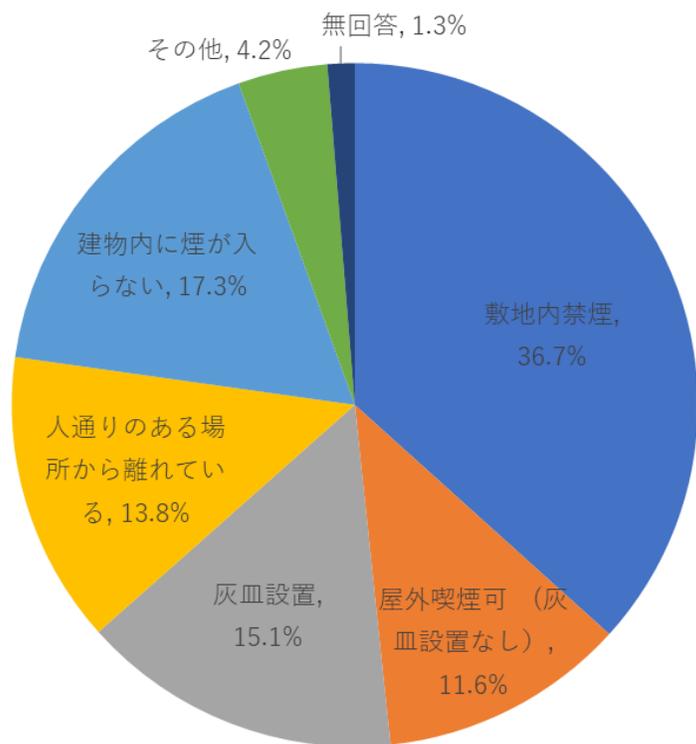


業種別集計で見ると、飲食店営業以外の業種は、90%以上が屋内禁煙としていた。

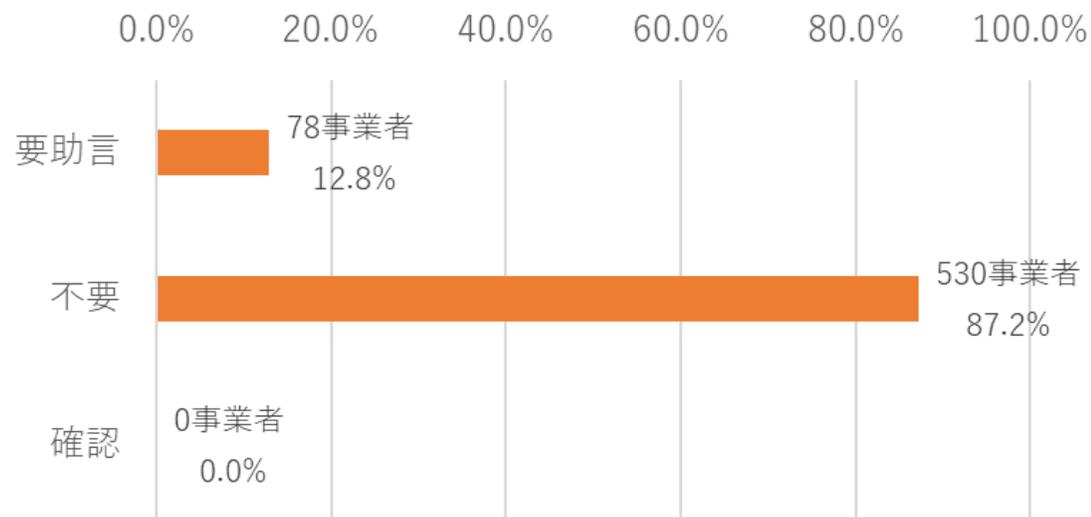
「屋内に喫煙室があり、喫煙室は技術的基準に適合している」（屋内の一部に喫煙室を設置している場合に必要要件）と回答した飲食店営業5.6%の事業者は、施設分煙していると思われ、まだ少数ではあるが、経過措置を利用しない健康増進法に準拠した喫煙室を設置している事業者がいることが覗えた。

問2 屋外の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに☑を付けてください。

問2 結果（複数回答）

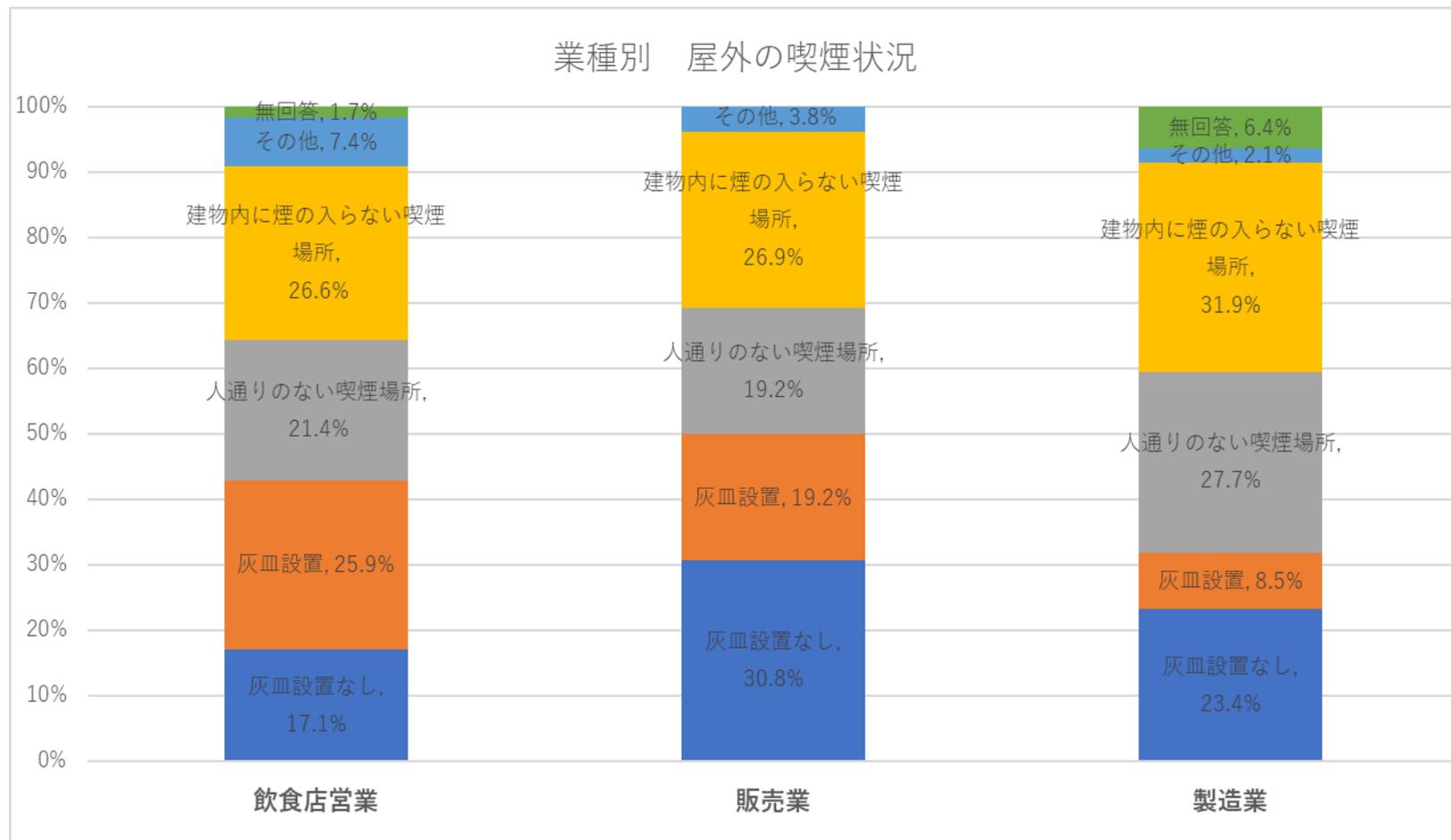
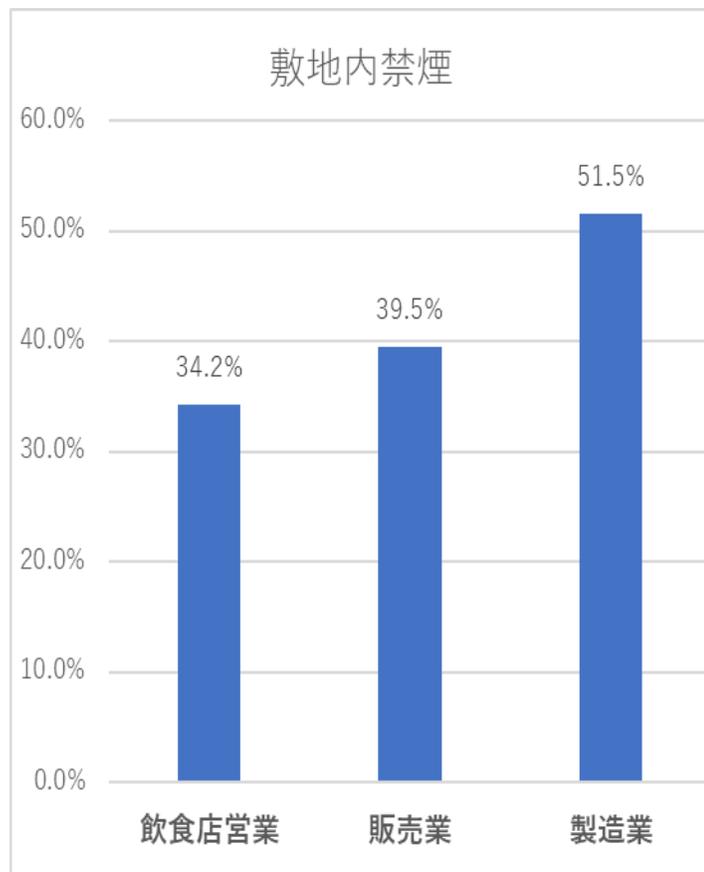


助言判定



屋外での喫煙は、健康増進法では禁止されておらず、屋外喫煙を可としているため、受動喫煙に配慮していると判断する項目（人通りのある場所から離れている、建物内に煙が入らない）を選択していない場合を「**要助言**」、選択している場合、および敷地内禁煙を「**助言不要**」とした。

業種別 屋外喫煙場所の状況集計

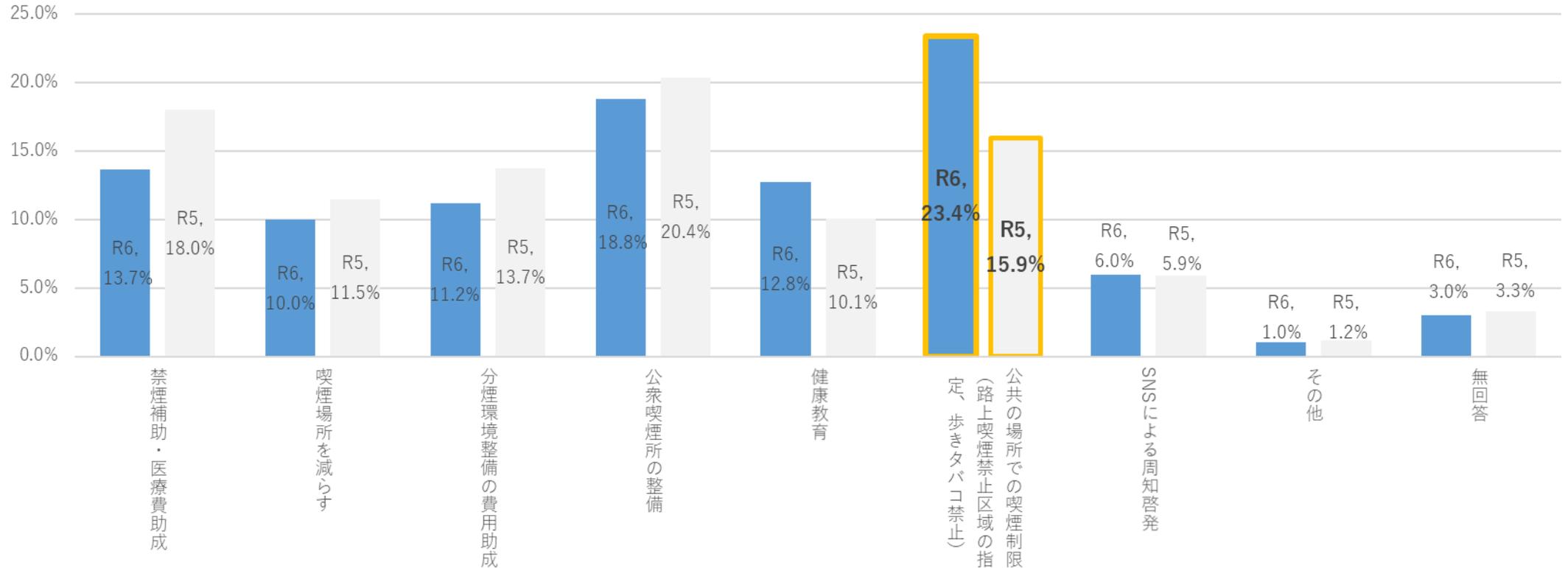


「飲食店営業」と「販売業」は、敷地内禁煙としてしているところが、ともに40%以下であった。

飲食店営業では、屋外の喫煙場所への灰皿設置率が他の業種と比較すると高かった。これは周囲が人通りの多い場所であったり、建物が密集する場所であることが多いため、灰皿を設置することが、周囲の店や通行する人への配慮となっていると推測する。

また製造業では、受動喫煙に配慮する2項目が他業種より若干高いことが読み取れる。敷地内禁煙率も半数を超えていたことから、喫煙に対する組織としての取組が関係しているのかもしれない。

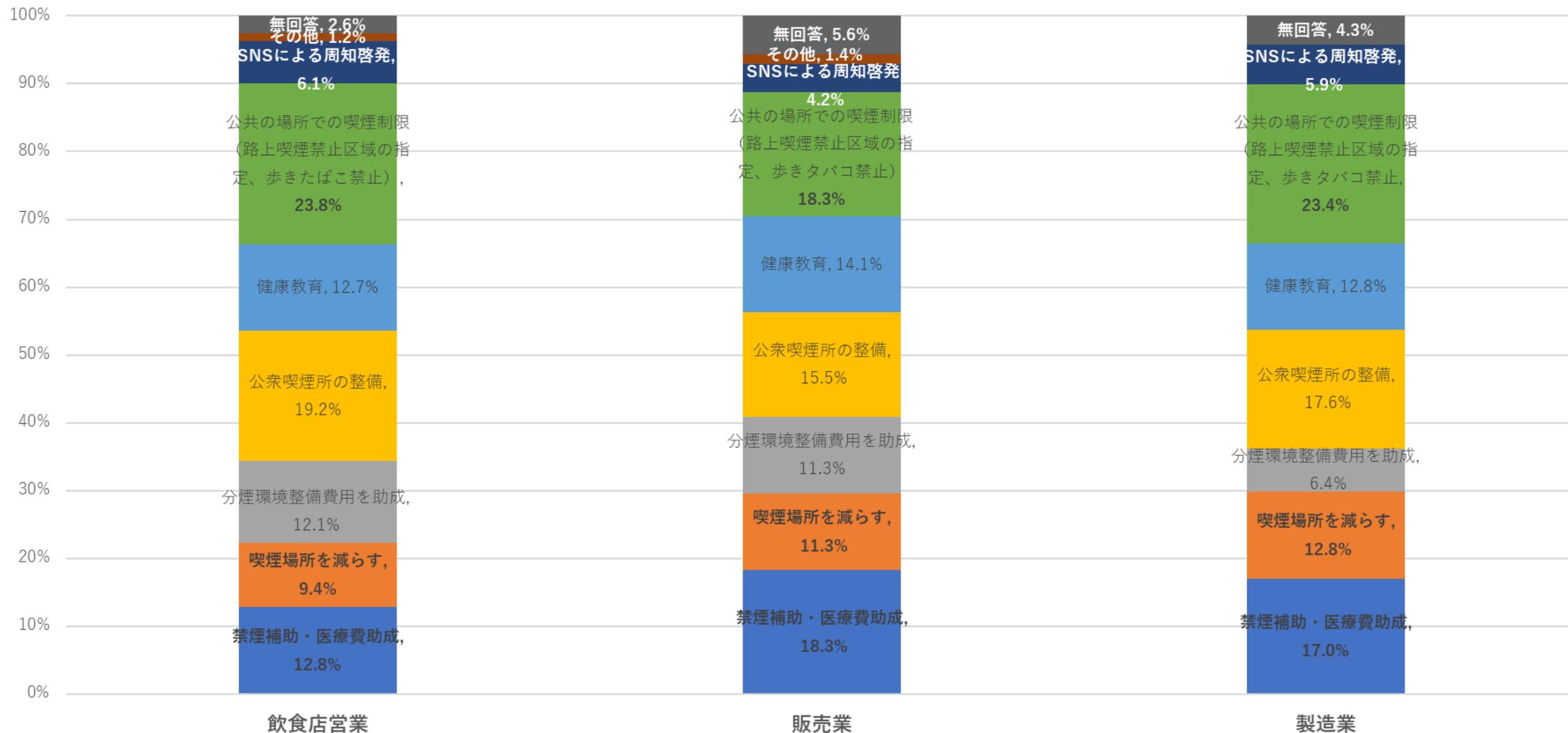
問3 受動喫煙を減らすための取組として必要だと思うものすべてに☑を付けてください。



最も多かったのが、路上喫煙禁止区域の指定、歩きタバコ禁止等の『公共の場所での喫煙制限』、次いで『公衆喫煙所の整備』であった。路上喫煙を無くす対策が、より多くの事業者が必要と考えていることが分かった。

また、令和5年度の飲食店等調査の同内容における結果は条例制定が15.9%であったが、今年度は23.4%にアップしていることが特徴的であった。

業種別集計 受動喫煙を減らすための取組として必要だと思うもの



どの業種でも『公共の場所での喫煙制限』を選択した事業者が一番多く、受動喫煙を減らすための取組として重視されていることが読み取れた。

問4 受動喫煙防止対策に関することでご意見があればお聞かせ下さい。

受動喫煙に関するご意見（複数回答）	
喫煙所（灰皿）設置、分煙が必要	14
喫煙者のマナーについて、マナーの周知啓発	12
灰皿撤去	5
たばこの値段を上げる、製造販売をやめる	5
条例制定	4
喫煙者に厳しい	3
その他	25

その他のご意見

- 今後の法改正の内容が気になる。
- 分煙設備について関心があります。助成があれば検討したいです。
- 電子タバコも意外と煙はでなくとも匂いがすごいです。私からすれば、どちらもタバコです。同様の取り扱いをしてほしいです。
- 電子タバコの発がん性も高いらしく厳密にルール化したほうが良いかと思います。
- 決められた場所以外の喫煙は禁止する必要があると思います。
- 美観地区（中津川辺り）完全禁煙で
- 当店は禁煙であり、子どもの入店もOKだけど、喫煙可の店だと子どもの入店がむずかしい。禁煙の店を増やしてほしい。
- 六年前から社交組合の勧めで室内は全面禁煙にしております
- 行政は規制に対し消極的過ぎます。受動喫煙のように健康被害につながるものは、積極的に規制をかけるべきです。飲食店では禁煙にしてほしい。
- 禁煙外来の受信を健康診断にと入り入れる（全員対象）
- たばこが体に悪いのは皆知っていると思うので、吸わなくてもよい時代がくればいいと思います。
- 非喫煙者の権利は当然のことではありますが、喫煙者に対する極端な締め出しも権利の阻害ではないでしょうか？一部の声高の人にばかり傾聴するのではなく、適切な棲み分けであったり尊重を期待します。

まとめ

所感

- 屋内喫煙可としている事業者で、喫煙可能な要件（技術的基準や既存特定飲食提供施設など）を知らずに喫煙可としているところも多い。2020年4月以降にオープンの喫煙可能施設についての要件などの周知啓発を継続する必要があると感じた。
- 路上喫煙を無くす取組を重要視している事業者が多かった。受動喫煙の情報提供で多いのも、路上での喫煙に関することであり、屋内禁煙化が進んでいくと、より規制のない屋外喫煙についての対応が求められるのではないかと思う。

今後について

- 現調査の二次指導において助言指導をする際、改善率がアップするよう対応策を示す。
- 屋外喫煙の喫煙者マナーについてSNSによる情報発信を継続。
- 屋内に喫煙可能施設を設置の際、事前に設置可能な要件などを確認していただけるよう、受動喫煙相談窓口について、機会をとらえ事業者へ周知する。
- 条例制定に関しての必要な調査や検討。